

盛岡市分別収集計画

令和4年6月

盛 岡 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	5
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	8
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令に定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	11
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	14
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	15
11	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）	18

1 計画策定の意義

従来生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的としてごみの適正処理を行ってきたが、地球温暖化をはじめとする環境問題を解決することが、持続可能な社会の実現に不可欠であり、市民生活に最も身近な環境問題である廃棄物処理に対する市民意識が高まる中で、ごみの減量化・資源化・有効利用の促進による環境負荷の低減が強く求められている。

この計画は、このような認識の下に、一般廃棄物の中で大きな割合を占め、技術的にその再生資源としての利用が可能な容器包装について、分別収集を計画的に推進するため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づいて策定するものである。

なお、この計画は、盛岡市一般廃棄物処理基本計画（平成29年3月改定）及びこれに基づく盛岡市ごみ減量化行動計画第3期（令和4年3月策定）における容器包装の減量化に係る指針を補完するものとしての性格を有するものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、次のとおりとする。

- (1) 天然資源の消費を抑制し、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を図る。
- (2) 市民、事業者及び市が一体となって容器包装廃棄物の3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を推進する。

3 計画期間

この計画は、令和5年4月を始期とする5年間（令和5年度から令和9年度まで）を計画期間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

この計画は、容器包装廃棄物のうち次の品目を対象とする。

- (1) スチール製容器（主として鋼製の容器）
- (2) アルミ製容器（主としてアルミニウム製の容器）
- (3) 無色のガラス製容器（主としてガラス製の容器で、無色のもの）
- (4) 茶色のガラス製容器（主としてガラス製の容器で、茶色のもの）
- (5) その他の色のガラス製容器（主としてガラス製の容器で、無色及び茶色以外の色のもの）
- (6) 飲料用紙製容器（主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く））
- (7) 段ボール（主として段ボール製の容器）
- (8) その他の紙製容器包装（主として紙製の容器包装（飲料用紙製容器及び段ボールを除く））
- (9) ペットボトル（主としてポリエチレンテレフタレート製の容器包装であって飲料又はしょうゆを充てんするための容器）
- (10) 白色トレイ（白色の発泡スチロール製食品トレイ）
- (11) その他のプラスチック製容器包装（主としてプラスチック製の容器包装（ペットボトル及び白色トレイを除く））

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

(1) 盛岡地域

盛岡地域の容器包装廃棄物の排出量の見込みは、平成29年3月改訂盛岡市一般廃棄物処理基本計画における各年度の廃棄物排出量見込みと、環境省が平成28年度から令和2年度に行った一般廃棄物の組成調査結果から得られたごみ排出量に占める容器包装廃棄物の比率（人口規模が類似している他都市の値）を参考に算出したものである。

(単位 トン)

項目/年度		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
金属	スチール製容器	693	686	682	676	672
	アルミ製容器	866	858	852	845	840
	小計	1,559	1,544	1,534	1,521	1,512
ガラス	無色のガラス製容器	953	944	937	930	924
	茶色のガラス製容器	2,079	2,059	2,045	2,029	2,015
	その他の色のガラス製容器	87	86	85	85	84
	小計	3,119	3,089	3,067	3,044	3,023
紙類	飲料用紙製容器	260	257	256	254	252
	段ボール	1,992	1,973	1,959	1,944	1,931
	その他の紙製容器包装	1,732	1,716	1,704	1,691	1,680
	小計	3,984	3,946	3,919	3,889	3,863
プラスチック	ペットボトル	1,819	1,801	1,789	1,775	1,763
	白色トレイ	173	172	170	169	168
	その他のプラスチック製容器包装	3,551	3,517	3,493	3,466	3,443
	小計	5,543	5,490	5,452	5,410	5,374
合計		14,205	14,069	13,972	13,864	13,772

※ 容器包装廃棄物の排出量の見込みには、分別収集等により収集される資源のほか、可燃ごみ及び不燃ごみに混入する資源も含まれている。

(2) 都南地域

都南地域の容器包装廃棄物の排出量の見込みは、ごみの排出量の実績を基に各年度の排出量を予測したものである。

(単位 トン)

項目/年度		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
金属	スチール製容器	80	80	78	80	80
	アルミ製容器	137	136	135	134	136
	小計	217	216	213	214	216
ガラス	無色のガラス製容器	203	200	203	204	204
	茶色のガラス製容器	149	152	154	154	152
	その他の色のガラス製容器	69	68	67	70	64
	小計	421	420	424	428	420
紙類	飲料用紙製容器	56	58	57	57	57
	段ボール	352	366	364	359	360
	その他の紙製容器包装	227	227	228	230	230
	小計	635	651	649	646	647
プラスチック	ペットボトル	242	245	234	236	239
	白色トレイ	0	0	0	0	0
	その他のプラスチック製容器包装	743	766	763	753	758
	小計	985	1,011	997	989	997
合計		2,258	2,298	2,283	2,277	2,280

※ 容器包装廃棄物の排出量の見込みには、分別収集等により収集される資源のほか、可燃ごみ及び不燃ごみに混入する資源も含まれている。

(3) 玉山地域

玉山地域の容器包装廃棄物の排出量の見込みは、平成 29 年 3 月改訂盛岡市一般廃棄物処理基本計画における各年度の廃棄物排出量見込みと、環境省が平成 28 年度から令和 2 年度に行った一般廃棄物の組成調査結果から得られたごみ排出量に占める容器包装廃棄物の比率（盛岡地域に隣接する玉山地域において、組成分析結果に大きな差異はないことから盛岡地域と同じ他都市の値を採用）を参考に算出したものである。

(単位 トン)

項目/年度		5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
金属	スチール製容器	31	30	30	30	30
	アルミ製容器	38	38	38	38	38
	小 計	69	68	68	68	68
ガラス	無色のガラス製容器	42	42	42	42	42
	茶色のガラス製容器	92	91	91	91	91
	その他の色のガラス製容器	8	8	8	8	8
	小 計	142	141	141	141	141
紙類	飲料用紙製容器	11	11	11	11	11
	段ボール	88	87	87	87	87
	その他の紙製容器包装	76	76	76	76	76
	小 計	175	174	174	174	174
プラスチック	ペットボトル	80	80	80	79	79
	白色トレイ	8	8	8	8	8
	その他のプラスチック製容器包装	157	156	155	155	155
	小 計	245	244	243	242	242
合 計		631	627	626	625	625

※ 容器包装廃棄物の排出量の見込みには、分別収集等により収集される資源のほか、可燃ごみ及び不燃ごみに混入する資源も含まれている。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、次の(1)に掲げる市民・事業者・市の役割の下に、(2)に掲げる方策を推進する。

(1) 市民・事業者・市の役割

ア 市民の役割

市民は、自らの行動とごみの減量化・資源化、環境問題に関心を持ち、不要なものは買わない、ものを大切に長く使うなど、ごみの発生抑制に努め、また自主的に3R行動を実践するなど、環境に優しいライフスタイルへの転換を図るとともに、互いに連携しながら、ごみの減量・リサイクル・まちの美化に係る活動等を行う。

イ 事業者の役割

事業者は、生産・流通・販売・排出の事業活動における全ての過程において環境に配慮した取組を実践する。

具体的に、環境負荷の少ないサービスの提供に取り組むとともに、市民が3R行動を実践するために選択できる体制を整備し、情報の発信に努める。

また、ごみの処理にあたっては、積極的に資源化に取り組むとともに、やむを得ず発生するごみは自己の責任において、適正に処理を行う。

ウ 市の役割

市民・事業者のごみの減量化・資源化、環境問題への関心を高め、具体的な行動を推進するために、情報提供や環境学習、普及啓発、指導等により3Rを推進するとともに、分別の周知徹底と収集方法の改善等に取り組むなど、ごみの発生・排出抑制、資源の循環的利用の仕組みづくりを行う。

また、やむを得ず発生するごみの適正処理を行うことはもちろん、環境負荷の低減を目指し、経費とのバランスを考慮した最適な処理システムを構築する。

(2) 方策

ア ごみ減量資源再利用推進会議の開催

ごみの減量や再生利用等の推進について広く市民各層の意見を聴き、ごみ減量施策に反映させるため、会議を開催する。

イ ごみ減量等市民運動支援事業

ごみ減量・資源再利用市民運動の一層の拡大と活性化を図るため、市民が行う資源集団回収活動等を支援する。

(ア) 資源集団回収器具の貸付け

資源の集団回収を行う町内会、子ども会その他の市民団体に対し、資源集団回収用のリヤカーの貸付けを行う。

(イ) 資源集団回収事業報奨金の交付

資源集団回収を行う町内会、子ども会その他の市民団体に対し、その実績に応じ、報奨金を交付する。

- (ウ) 資源集団回収活動優良団体の表彰
資源集団回収の実績が優秀な町内会、子ども会、その他の市民団体を表彰する。
- (エ) 資源回収活動推進事業費の補助
資源集団回収により回収された資源物の、資源回収業者による安定的な引き取り体制を維持するため、協同組合盛岡リサイクルセンターが行う資源集団回収推進事業費の一部を補助する。
- (オ) ごみ減量資源再利用市民運動促進事業費の補助
盛岡市町内会連合会及び玉山地域自治会連絡協議会が行うごみ減量資源再利用市民運動促進事業に対し、事業費の一部を補助する。

ウ ごみ減量等啓発事業

ごみの減量や再生利用等を推進するため、市民及び事業者の意識啓発を図る。

- (ア) イベントを通じた市民への意識啓発
ごみ減量・資源化に取り組む市民を増やすため、「環境イベント（もりおかエコライフ）」、「盛岡市ごみ減量資源再利用市民のつどい」を開催し、意識変革の契機となる事例や取組などの情報発信を行い、幅広い年代に意識啓発を図る。
- (イ) 容器包装廃棄物削減に向けた三者連携の取組
「容器包装廃棄物削減への取組に関する協定」に基づき、「不要な容器包装の削減」及び「家庭から出る容器包装廃棄物の資源化」を2本の柱とし、市民団体、小売業者及び市の三者が連携して、市民の実践行動を促す取組を推進する。
- (ウ) ごみ減量・リサイクル協力店の認定
ごみ減量化・リサイクルの促進を図るため、ごみ減量やリサイクル活動に積極的に取り組んでいる小売店を「ごみ減量・リサイクル協力店」として認定し、市民に推奨する。
- (エ) レジ袋使用量削減協力店の認定
レジ袋使用量の削減を図るため、レジ袋の使用量削減運動に積極的に取り組んでいる小売店を「レジ袋使用量削減協力店」として認定し、市民に推奨する。
- (オ) 広報を活用した周知啓発
広報もりおかを通じて市の取組等を周知し、ごみ減量・資源化の推進を呼びかける。
- (カ) 懇談会・説明会等を通じた分別意識の定着
コミュニティー地区単位の懇談会、町内会等での説明会のほか、幼稚園・保育園・学校等への訪問啓発を実施し、年代に合わせた啓発により、ごみ分別意識の定着を図る。

(キ) ごみの分け方、出し方の指導
家庭における正しいごみの分別と排出方法を啓発するため、毎年度「資源とごみの分け方・出し方カレンダー」を作成し、全世帯に配布する。

(ク) 小学校での啓発
小学校第3学年、第4学年の社会科補助教材「ごみとわたしたち」を作成配布し、ごみ問題に対する正しい認識を持てるよう啓発する。

エ きれいなまち推進事業

(ア) きれいなまち推進員の配置
きれいなまち推進員を置き、ごみ減量活動や分別収集等の円滑な推進を図る。

(イ) 地区懇談会の開催
きれいなまち推進員や町内会長を対象に地域のごみ処理問題やごみ減量資源再利用等についての懇談会を開催する。

(ウ) ごみ集積場所等整備事業費の補助
一般家庭から出されるごみの集積場所及びストックヤードの設置費の一部を補助する。

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別処理施設の整備状況を勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分は、下表のとおりとする。

(1) 盛岡地域

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	実施時期				
		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール製容器 アルミ製容器	缶					
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	びん					
飲料用紙製容器	紙パック					
段ボール	段ボール					
その他の紙製容器包装	紙製容器包装					
ペットボトル	ペットボトル					
白色トレイ	白色トレイ					
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装					

(2) 都南地域

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	実施時期				
		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール製容器 アルミ製容器	空カン					
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	空ビン					
飲料用紙製容器	紙パック					
段ボール	段ボール					
その他の紙製容器包装	紙製容器包装					
ペットボトル	ペットボトル					
白色トレイ	白色トレイ					
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装					

(3) 玉山地域

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	実施時期				
		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール製容器 アルミ製容器	缶					
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	びん					
飲料用紙製容器	紙パック					
段ボール	段ボール					
その他の紙製容器包装						
ペットボトル	ペットボトル					
白色トレイ	白色トレイ					
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装					

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（第8条第2項第4号）

(1) 盛岡地域

(単位 トン)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
スチール製容器	173		171		170		169		167	
アルミ製容器	285		283		281		279		277	
無色のガラス製容器	(合計)									
	262		261		259		257		255	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	262	0	261	0	259	0	257	0	255	0
茶色のガラス製容器	(合計)									
	403		400		397		394		390	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	403	0	400	0	397	0	394	0	390	0
その他の色のガラス製容器	(合計)									
	833		827		821		814		808	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	833	0	827	0	821	0	814	0	808	0
飲料用紙製容器	0		0		0		0		0	
段ボール	899		893		886		879		872	
その他の紙製容器包装	(合計)									
	21		21		20		20		20	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	21	0	21	0	20	0	20	0	20	0
ペットボトル	(合計)									
	690		685		680		675		669	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	690	0	685	0	680	0	675	0	669	0
その他のプラスチック製容器包装	(合計)									
	1,565		1,554		1,543		1,530		1,518	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	1,565	0	1,554	0	1,543	0	1,530	0	1,518	0
(うち白色トレイ)	(合計)									
	0		0		0		0		0	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 都南地域

(単位 トン)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
スチール製容器	62		62		61		60		61	
アルミ製容器	56		56		56		56		56	
無色のガラス製容器	(合計)									
	117		114		113		112		114	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	117	0	114	0	113	0	112	0	114	0
茶色のガラス製容器	(合計)									
	124		121		120		119		121	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	124	0	121	0	120	0	119	0	121	0
その他の色のガラス製容器	(合計)									
	69		68		67		68		68	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	69	0	68	0	67	0	68	0	68	0
飲料用紙製容器	6		6		6		6		6	
段ボール	133		133		133		133		133	
その他の紙製容器包装	(合計)									
	54		54		53		56		54	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	54	0	54	0	53	0	56	0	54	0
ペットボトル	(合計)									
	95		92		94		94		94	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	95	0	92	0	94	0	94	0	94	0
その他のプラスチック製容器包装	(合計)									
	260		260		265		266		261	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	260	0	260	0	265	0	266	0	261	0
(うち白色トレイ)	(合計)									
	0		0		0		0		0	
	(引渡量)	(独自処理量)								
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 玉山地域

(単位 トン)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
スチール製容器	10		10		10		9		9	
アルミ製容器	14		14		13		13		13	
無色のガラス製容器	(合計)									
	16		15		15		15		15	
	(引渡)	(独自処理)								
	16	0	15	0	15	0	15	0	15	0
茶色のガラス製容器	(合計)									
	38		38		37		37		36	
	(引渡)	(独自処理)								
	38	0	38	0	37	0	37	0	36	0
その他の色のガラス製容器	(合計)									
	8		8		8		8		7	
	(引渡)	(独自処理)								
	8	0	8	0	8	0	8	0	7	0
飲料用紙製容器	0		0		0		0		0	
段ボール	49		48		48		47		47	
その他の紙製容器包装	(合計)									
	0		0		0		0		0	
	(引渡)	(独自処理)								
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ペットボトル	(合計)									
	32		32		31		31		31	
	(引渡)	(独自処理)								
	32	0	32	0	31	0	31	0	31	0
その他のプラスチック製容器包装	(合計)									
	64		64		63		62		61	
	(引渡)	(独自処理)								
	63	1	63	1	62	1	61	1	60	1
(うち白色トレイ)	(合計)									
	1		1		1		1		1	
	(引渡)	(独自処理)								
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量の見込みは、直近年度の実績量を基に今後の人口の変動率により各年度の量を予測したものである。ただし、都南地域においては、直近年度の実績量に代えて、直近年度以前5カ年の実績及び推計量の平均を基に今後の人口の変動率により各年度の量を予測したものである。

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
 = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、盛岡市一般廃棄物処理基本計画（平成29年3月改定）策定時の人口の将来予測を基に次のとおり設定した。

(1) 盛岡地域

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
224,228人 (対前年度比) 99.31%	222,679人 (対前年度比) 99.31%	221,130人 (対前年度比) 99.3%	219,292人 (対前年度比) 99.17%	217,454人 (対前年度比) 99.16%

(2) 都南地域

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
50,258人 (対前年度比) 99.9%	50,208人 (対前年度比) 99.9%	50,158人 (対前年度比) 99.9%	50,108人 (対前年度比) 99.9%	50,058人 (対前年度比) 99.9%

(3) 玉山地域

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
10,788人 (対前年度比) 98.83%	10,660人 (対前年度比) 98.81%	10,532人 (対前年度比) 98.8%	10,404人 (対前年度比) 98.78%	10,276人 (対前年度比) 98.77%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

(1) 盛岡地域

分別収集の実施状況は次表のとおりであり、現行の体制を活用して分別収集を行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
金属	スチール製容器	缶	市による定期収集	市	
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	びん	市による定期収集	市	
	茶色のガラス製容器				
	その他の色のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市民団体による集団回収、スーパー等の店頭回収	民間業者	
	段ボール	段ボール	市による定期収集	民間業者	
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装	公共施設等拠点回収	盛岡・紫波地区環境施設組合	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	市	
	白色トレイ	白色トレイ	スーパー等の店頭回収	民間業者	
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市による定期収集	盛岡・紫波地区環境施設組合	

(2) 都南地域

分別収集の実施状況は次表のとおりであり、現行の体制を活用して分別収集を行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
金属	スチール製容器	空きカン	組合による定期収集	盛岡・紫波地区環境施設組合	
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	空きビン	組合による定期収集	盛岡・紫波地区環境施設組合	
	茶色のガラス製容器				
	その他の色のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	組合による定期収集	盛岡・紫波地区環境施設組合	
	段ボール	段ボール	組合による定期収集	盛岡・紫波地区環境施設組合	
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装	組合による定期収集	盛岡・紫波地区環境施設組合	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	組合による定期収集	盛岡・紫波地区環境施設組合	
	白色トレイ	白色トレイ	スーパー等の店頭回収	民間業者	
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	組合による定期収集	盛岡・紫波地区環境施設組合	

(3) 玉山地域

分別収集の実施状況は次表のとおりであり、現行の体制を活用して分別収集を行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
金属	スチール製容器	缶	市による定期収集	岩手・玉山環境組合	
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	びん	市による定期収集	岩手・玉山環境組合	
	茶色のガラス製容器				
	その他の色のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期収集	岩手・玉山環境組合	
	段ボール	段ボール	市による定期収集	岩手・玉山環境組合	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	岩手・玉山環境組合	
	白色トレイ	白色トレイ	市による定期収集	岩手・玉山環境組合	
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市による定期収集	盛岡・紫波地区環境施設組合	

- 11 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）
分別収集計画を実効あるものにするため、6の(2)に掲げる方策の充実を図る。